（法第百七条に関する事項）

第四十九条　（略）

２　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、次に掲げる国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。

一・二　（略）

三　法第九十八条第一項及び第四項の規定による命令、同条第二項の規定による勧告並びに同条第三項の規定による公表

四～六　（略）

（書類の提出）

第五十一条　法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出するものとする。

２　（略）

第三号様式第１面中「第７号」を「第11号」に、「第56条第１号、第２号、第４号及び第５号まで」を「第56条第１号、第２号及び第４号から第９号まで」に改める。

第六号様式第１面中「第７号」を「第11号」に、「第56条第１号、第２号、第４号及び第５号」を「第56条第１号、第２号及び第４号から第９号まで」に改める。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第七条　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、前条各号のいずれかに該当することを証する書類を提示し、かつ、第一号様式による申請書に戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。	**第十三条**　衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、前条各号のいずれかに該当することを証する書類を提示し、かつ、第一号様式による申請書に戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。
第一号様式中「申請者氏名　　」を「申請者氏名　　（□　旧姓併記を希望する。）（旧姓：　　）」に改める。	
第二号様式中「本籍地の都道府県名　　」を「本籍地の都道府県名　　」に、「Name：　　」を「Name：　　（Former surname）」に改める。	

（救命艇手規則の一部改正）

第八条　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第八条　救命艇手の資格の認定を申請しようとする者は、船員手帳及び前条第四号の要件に適合することを証する書類を提示して、第三号様式（限定救命艇手の資格の認定の申請にあつては、第四号様式）による申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、船員	**第八条**　救命艇手の資格の認定を申請しようとする者は、船員手帳及び前条第四号の要件に適合することを証する書類を提示して、第三号様式（限定救命艇手の資格の認定の申請にあつては、第四号様式）による申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、船員